

令和元年度

呉市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

呉市監査委員

呉 監 第 116 号

令和 2 年 8 月 21 日

呉市長

新 原 芳 明 様

呉市監査委員

奥 野 彰

沖 本 恭 治

井手畑 隆 政

令和元年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和元年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目 次

令和元年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
ア	実質赤字比率	2
イ	連結実質赤字比率	2
ウ	実質公債費比率	3
エ	将来負担比率	4
(2)	是正改善を要する事項	5
2	資金不足比率	6
(1)	資金不足比率の状況	6
(2)	是正改善を要する事項	6

令和元年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率（以下「健全化判断比率」と総称する。）及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和2年7月10日から8月13日まで

第3 審査の概要

この審査は，市長から提出された令和元年度（以下「当年度」という。）の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として，呉市監査基準に準拠して実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は，いずれも法令に適合し，かつ，正確に作成されているものと認めた。

なお，各比率の状況及び審査意見並びに是正改善を要する事項は，次のとおりである。

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

第1表 健全化判断比率の状況

区 分	(単位 %)			
	R 1 年 度	H 30 年 度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25
実質公債費比率	9.3	10.5	△ 1.2	25.0
将来負担比率	74.4	86.6	△ 12.2	350.0

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示している。

2 各比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、市税、地方交付税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計等（一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計及び地域下水道事業特別会計をいう。以下同じ。）について、歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。以下同じ。）で除したものである。

当年度の一般会計等の実質収支額は973,116千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

引き続き、健全な財政運営の確保に努められたい。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に公営事業会計（16会計）を合わせた全会計（20会計）の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものである。

当年度の連結実質収支額は5,756,834千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

引き続き、健全な財政運営の確保に努められたい。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない公債費の返済額から返済に充当した特定財源を控除した経費（以下「元利償還金」という。）及びこれに準じた経費（以下「準元利償還金」という。）を標準財政規模を基本とした額で除したものの過去3か年の平均値である。

当年度の実質公債費比率は9.3%で、前年度に比べ1.2ポイント低下し、早期健全化基準（25.0%）を下回っている。

ここで、当年度の実質公債費比率の算定基礎は平成29年度から当年度までの数値であり、平成30年度の算定基礎は平成28年度から平成30年度までの数値であることから、重複していない当年度と平成28年度の数値を単年度で比較してみると、第2表のとおりである。

第2表 単年度数値の比較表

(単位 千円, %)

区 分	R 1 年 度	H 28 年 度	増 減	増減率	
元利償還金	11,578,641	12,316,645	△ 738,004	△ 6.0	
準元利償還金	1,862,344	3,230,314	△ 1,367,970	△ 42.3	
合 計 (A)	13,440,985	15,546,959	△ 2,105,974	△ 13.5	
基準財政需要額に算入された公債費	8,250,395	8,411,713	△ 161,318	△ 1.9	
基準財政需要額に算入された準公債費	1,638,316	1,729,105	△ 90,789	△ 5.3	
合 計 (B)	9,888,711	10,140,818	△ 252,107	△ 2.5	
標準財政規模 (C)	55,185,392	57,232,790	△ 2,047,398	△ 3.6	
(A) - (B)	3,552,274	5,406,141	△ 1,853,867	△ 34.3	
(C) - (B)	45,296,681	47,091,972	△ 1,795,291	△ 3.8	
実質公債費比率 (単年度数値)	$\frac{(A) - (B)}{(C) - (B)}$	7.8	11.5	△ 3.7	-
実質公債費比率 (3か年平均)	9.3	11.3	△ 2.0	-	

当年度は、平成28年度に比べ、実質公債費比率の単年度数値が3.7ポイント低下している。

この主な要因は、普通交付税等の減により標準財政規模が2,047,398千円減少し、分母（(C)-(B)）で1,795,291千円（3.8%）、準元利償還金が

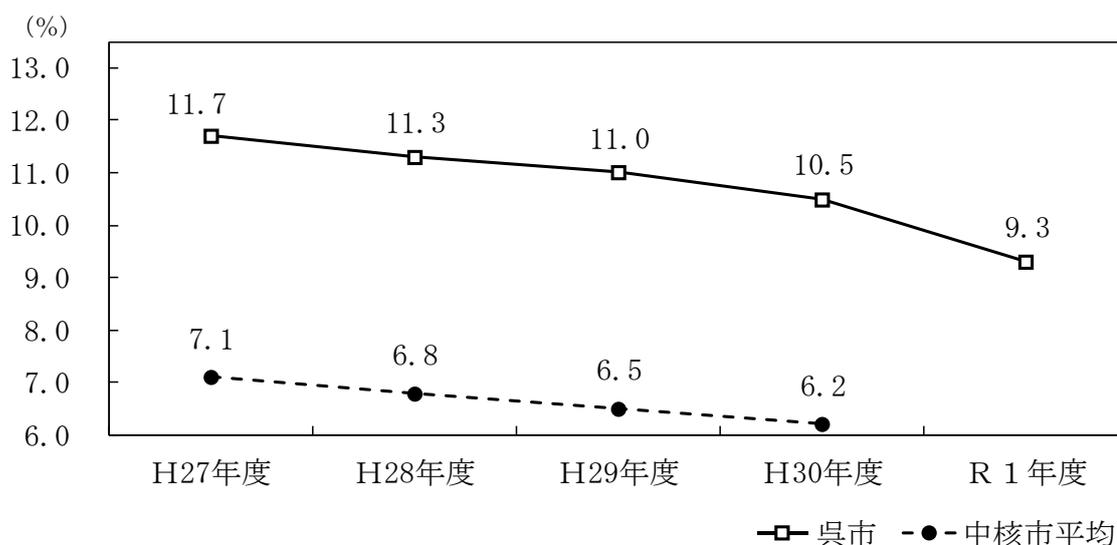
1,367,970千円減少し、分子（(A)-(B)）で1,853,867千円（34.3%）それぞれ減少したものの、分子の減少割合が分母の減少割合を上回ったことによるものである。

これにより、前述のとおり、実質公債費比率（3か年平均）も低下しているものの、前年度の数値を中核市平均と比較してみると4.3ポイント上回っている。

今後も、地方債の借入れには慎重を期し、健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、実質公債費比率の最近5年間の推移は、第1図のとおりである。

第1図 実質公債費比率の推移



エ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、その額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものである。

当年度の将来負担比率は74.4%で、前年度に比べ12.2ポイント下回っており、早期健全化基準（350.0%）も下回っている。

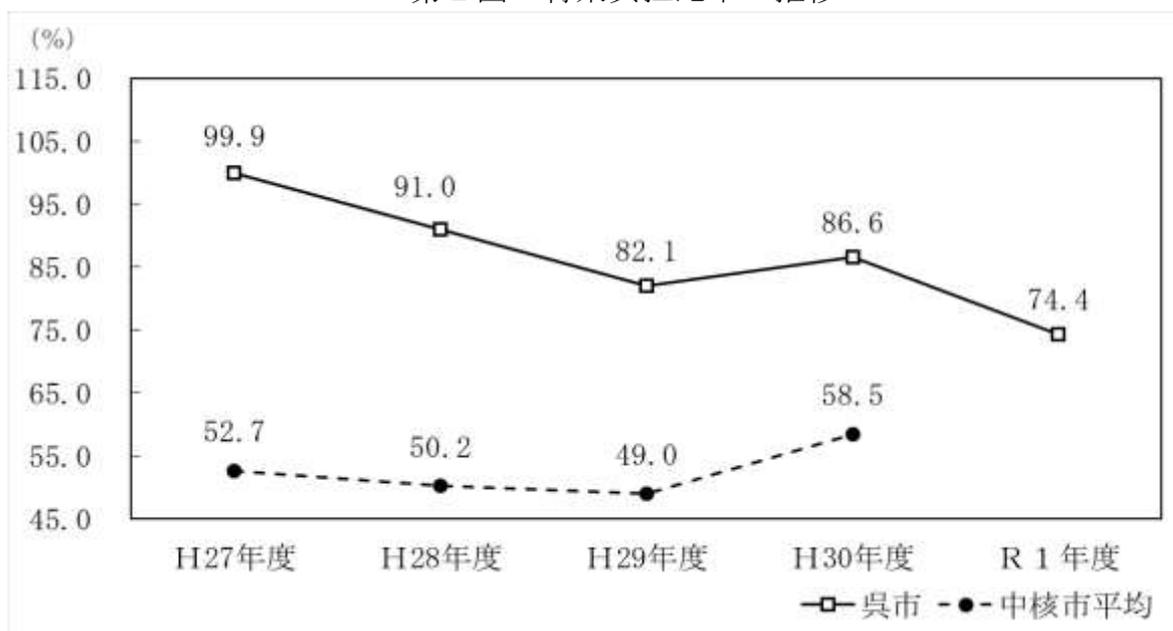
この主な要因は、将来負担額として計上される公営企業債等繰入見込額

が2,202,774千円減少し、将来負担額の控除財源である基準財政需要額算入見込額が2,240,996千円増加したことにより、実質的な将来負担額が前年度に比べ5,897,083千円（14.9%）減少したことによるものである。

しかし、前年度の数値を中核市平均と比較してみると28.1ポイント上回っていることから、引き続き、健全な財政運営の確保に努められたい。

参考までに、将来負担比率の最近5年間の推移は、第2図のとおりである。

第2図 将来負担比率の推移



(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

2 資金不足比率

(1) 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第3表 資金不足比率の状況

区 分		R 1 年 度	H 30 年 度	経営健全 化 基 準
法 適 用 企 業	病 院 事 業 会 計	—	—	%
	水 道 事 業 会 計	—	—	
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	—	
	下 水 道 事 業 会 計	—	—	
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	20.0
		地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	
		野 呂 高 原 ロ ッ ジ 事 業 特 別 会 計	—	
		港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	
	宅地造成 事 業	内 陸 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	
		臨 海 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	

(注) 1 資金不足額がない場合は、「—」で表示している。

2 経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、一般会計等の実質収支に当たる公営企業会計における資金不足について、公営企業の事業規模に対する比率を表したものである。

対象となる公営企業10会計において、資金不足額は発生していない。

その上、当年度の資金剰余額は、法適用企業では病院事業会計が137,222千円、水道事業会計が1,972,155千円、工業用水道事業会計が870,681千円、下水道事業会計が991,919千円となっており、法非適用企業では地方卸売市場事業特別会計が269千円、港湾整備事業特別会計が21千円となっている。

しかし、下水道事業会計を始め、多くの会計で一般会計からの繰入金等があり、法非適用企業においては、当該繰入れにより収支均衡を図っているものもある。

については、当該繰入金等の減少を図るなど、一層、健全な財政運営の確保に努められたい。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。